

毎週火・金曜日発行(当日が休日になるときは、休日の翌日)

福 島 県 報

目 次

告 示

- 公印を改刻しその使用を開始する件 六四
- 青少年に有益な書籍として推奨する件 六四
- 青少年に有害な図書類として指定する件 六五
- 生活保護法による医療扶助のための医療機関を指定した件 六五
- 生活保護法による指定医療機関の所在地を変更した旨届出があった件 六五
- 生活保護法による指定医療機関の事業を廃止した旨届出があった件 六五
- 大規模小売店舗の変更の届出について意見があった件 六六
- 大規模小売店舗立地法により県が意見を述べた件 六六
- 平成十九年度水稲及び大豆原種の配付数量及び配付価格を定めた件 六六

公 告

- 保安林の指定を解除する件 六六
- 福島県収入証紙の売りさばき人として指定した件 六六
- 特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があった件 六七
- 障害者自立支援法による指定相談支援事業を行う事業所の所在地を変更した旨届出があった件 六七
- 福島県福島警察署
 - 一般競争入札を行う件 六七
- 福島県郡山警察署
 - 一般競争入札を行う件 六八
- 福島県いわき中央警察署
 - 一般競争入札を行う件 六八
- 福島県海産物調整委員会
 - すくい網漁業について指示する件 六九
 - こうなご電気棒受網漁業について指示する件 六九

告 示

福島県告示第百一十一号

公印を次のように改刻し、平成二十年二月二十日その使用を開始する。

平成二十年二月十九日

職印

福島県知事 佐藤 雄平

番号	23
公印の名称	福島県現金出納員印(福島県立喜多方高等学校用)
印影	
公印管理者	福島県立喜多方高等学校の福島県現金出納員

(文書管財領域文書法務グループ)

福島県告示第百一十二号

福島県青少年健全育成条例(昭和五十三年福島県条例第三十号)第十二条の規定により、青少年の健全な育成を図る上において有益な書籍として、次のものを推奨する。

平成二十年二月十九日

福島県知事 佐藤 雄平

推奨番号	名 称	制作者又は配給者	備 考
一八〇	ハンダのびつくりプレゼント	アイリーン・ブラウン・作、福本友美子・訳(光村教育図書株式会社)	推奨対象 小学生(低学年)
一八一	みどパン協走曲	黒田六彦・作、長谷川義史・絵(BL出版株式会社)	推奨対象 小学生(中学年及び高学年)
一八二	シドニーの選択	マイケル・ド・ガズマン・作、来住道子・訳(株式会社草草社)	推奨対象 中学生及び高校生
一八三	ぼくには数字が風景に見える	ダニエル・タメット・著、古屋美登里・訳(株式会社)	推奨対象 高校生、青年及び一般

講談社

(県民環境総務領域青少年グループ)

福島県告示第百十三号

福島県青少年健全育成条例(昭和五十三年福島県条例第三十号)第十八条第一項の規定により、次の図書類を青少年に有害なものとして指定する。
平成二十年二月十九日

福島県知事 佐藤 雄平

指定番号	種類	名 称 等	発 行 者	指定理由
六四六六	雑誌	実話マッドマックス 2月号 (15279-02)	株式会社コアマガジン	著しく青少年の自殺又は犯罪を誘発し、その健全な育成を阻害するおそれがある。
六四六七	雑誌	ニッポン犯罪タブー都市伝説 コアムックシリーズ No.341 (63454-41)	株式会社コアマガジン	著しく青少年の粗暴性又は残虐性を助長し、その健全な育成を阻害するおそれがある。
六四六八	コミック	月刊まんがグリム童話 2月号 (08305-2)	株式会社ぶんか社	著しく青少年の粗暴性又は残虐性を助長し、その健全な育成を阻害するおそれがある。
六四六九	コミック	漫画ナックルズ 撃 VO L.03 (51114-66)	ミリオン出版株式会社	著しく青少年の粗暴性又は残虐性を助長し、その健全な育成を阻害するおそれがある。

(県民環境総務領域青少年グループ)

福島県告示第百十四号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第四十九条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。
平成二十年二月十九日

福島県知事 佐藤 雄平

名 称 空港口歯科医院

所 在 地 須賀川市高久田境八七―メガステージ須

指定年月日 平成二〇年

賀川内 一月一日

薬局マツモトキョシエスパ 福島市栄町一― 同

ゆずりは薬局 伊達市保原町字六丁目一九―一 同 年

みやした調剤薬局 大沼郡三島町大字宮下字水尻一―三四 平成一九年

誠励会訪問看護ステーションひらた 石川郡平田村大字上蓬田字清水内四 同 年

福島県告示第百十五号 (生活福祉領域地域福祉グループ)

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十条の二の規定により、次の指定医療機関から当該指定医療機関の所在地を変更した旨届出があった。

平成二十年二月十九日 福島県知事 佐藤 雄平

名 称	所 在 地	
	変 更 前	変 更 後
板橋医院	田村郡小野町大字小野新町字荒町二〇	田村郡小野町大字小野新町字荒町二〇のロ

(生活福祉領域地域福祉グループ)

福島県告示第百十六号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十条の二の規定により、次の指定医療機関から当該指定医療機関の事業を廃止した旨届出があった。
平成二十年二月十九日

福島県知事 佐藤 雄平

名 称 産婦人科高橋医院 所 在 地 南相馬市原町区桜井町一―八四―一 廃止年月日 平成一九年

原歯科医院 田村郡三春町大字熊耳字下荒井一九〇―一 平成二〇年

薬局マツモトキョシエスパ 福島市栄町一―一 平成一九年

ル福島店 (生活福祉領域地域福祉グループ) 一月四日 二月三二日

福島県告示第百十七号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第一項の規定により聴取した意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成二十年二月十九日から同年三月十九日まで福島県商工労働部商工総務領域商業まちづくりグループ、福島県いわき地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政グループ及びいわき市商工観光部商工労政課に備え置いて縦覧に供する。

平成二十年二月十九日

福島県知事 佐藤 雄 平

一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）いわき駅前再開発ビル いわき市平字田町百二十番地

二 法第八条第一項の規定によりいわき市から聴取した意見の概要

意見なし。

（商工総務領域商業まちづくりグループ）

福島県告示第百十八号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第四項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成二十年二月十九日から同年三月十九日まで福島県商工労働部商工総務領域商業まちづくりグループ、福島県北地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政グループ及び二本松市産業部商工課に備え置いて縦覧に供する。

平成二十年二月十九日

福島県知事 佐藤 雄 平

一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地

若宮ショッピングセンター 二本松市若宮二丁目九十五番地一ほか

二 法第八条第四項の規定により述べられた県の意見の概要

意見なし。

（商工総務領域商業まちづくりグループ）

福島県告示第百十九号

平成十九年度水稲及び大豆原種の配付数量及び配付価格を次のとおり定めた。

平成二十年二月十九日

福島県知事 佐藤 雄 平

一 原種の配付数量

種類	品種名	数量（単位 キログラム）
水稲	コシヒカリ	一四、二二〇
	ひとめぼれ	五、八八〇
	ふくみらい	二〇〇
	あきたこまち	一六〇

チヨニシキ 六〇〇
まいひめ 一〇〇
たかねみのり 一〇〇
夢の香 二〇
こがねもち 七二〇

大豆

水稲合計 二二、〇〇〇
タチナガハ 三二〇
ふくいぶき 二六〇
コスズ 二〇
スズユタカ 八〇
大豆合計 六八〇

二 原種の配付価格

種類	単位	価格
水稲	一キログラム	三二〇円
大豆	一キログラム	三三九円

（生産流通領域水田畑作グループ）

福島県告示第百二十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第二項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する。

平成二十年二月十九日

福島県知事 佐藤 雄 平

一 解除に係る保安林の所在場所

いわき市四倉町字志津五二の一五

2 保安林として指定された目的

航行の目標の保存

3 解除の理由

指定理由の消滅

二一 解除に係る保安林の所在場所

いわき市四倉町字志津五二の一五

2 保安林として指定された目的

公衆の保健

3 解除の理由

指定理由の消滅

（森林林業領域治山対策グループ）

福島県告示第百二十一号

福島県収入証紙条例（昭和三十九年福島県条例第九十号）第六条第一項の規定により、福島県収入証紙の売りさばき人として平成二十年二月八日次のとおり指定した。

平成二十年二月十九日

氏名又は名称 住所 指定の有効期間 福島県知事 佐藤 雄平

社団法人福島 福島市三河南町一 平成二〇年四月一日から平成 売りさばきの場所

県商工会館 番二〇号 二五年三月三十一日まで 住所地に同じ

社団法人福島 福島市杉妻町二番 同

県計量協会 一六号 同

財団法人物産 福島市三河南町一 同

プラザふくし 番二〇号 同

渡辺 鉄男 福島市渡利字舟場 同

皆川 寿賀美 六七番地 同

内池醸造株式 福島市野田町七丁 同

会社 目一三番五四号 同

同 福島市瀬上町字西 同

同 上新田一番七号 同

(出納局公金管理グループ)

公 告

公告第八十三号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定による特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、次のとおり公告する。

平成二十年二月十九日

福島県知事 佐藤 雄平

一 申請のあった年月日

平成二十年二月十二日

二 名称 特定非営利活動法人なこそ授産所

三 代表者の氏名

高村 トミニ

四 主たる事務所の所在地

福島県いわき市錦町重殿十五番地

五 定款に記載された目的

この法人は、障がい者と幼児に対して、地域の中で自立した生活を送るための支援と子供たちの健全な育成に関する事業を行い、地域社会の福祉増進に寄与することを目的とする。

(文化領域県民文化グループ)

公告第八十四号

障害者自立支援法(平成十七年法律第百二十三号)第四十六条第一項の規定により、次の指定相談支援事業者から当該指定に係る事業所の所在地を変更した旨届出があった。平成二十年二月十九日

福島県知事 佐藤 雄平

事業所の名称	変更前の事業所の所在地	変更後の事業所の所在地	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	サービスの種類	サービスの主たる対象者
いわき市障害者生活介護センター	福島県いわき市内郷高坂町砂子田一一一	福島県いわき市内郷高坂町四方木田一九一	財団法人いわき市社会福祉施設事業団	福島県いわき市常磐湯本町上浅貝二二一一	相談支援	身体障害者 知的障害者 障害児 精神障害者

(自立支援領域障がい者支援グループ)

福島県福島警察署

福島県福島警察署公告第一号

福島警察署設置車両確認事務委託について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。)第167条の6第1項及び福島県財務規則(昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。)第246条第1項の規定により公告する。

平成20年2月19日

福島県福島警察署長 浦澤 兼一

一 入札に付する事項

(1) 件名及び数量 福島警察署設置車両確認事務 一式

(2) 委託業務の様式等 入札説明書及び仕様書による。

(3) 履行期間 平成20年4月1日から平成21年3月31日まで

(4) 履行場所 福島県福島警察署の管轄区域

二 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件をすべて満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

(1) 施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

- (2) この公告の日から入札の日までの間に福島県から指名停止を受けていない者であること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てをしていない者若しくは申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による民事再生手続開始の申立てをしていない者若しくは申立てがなされている者にあつては、当該手続開始の決定を受けた後に、入札に参加することに支障がないと認められる者であること。
- (4) 現に、法人税、法人事業税、法人県民税、自動車税、消費税及び地方消費税並びに社会保険料を滞納していない者であること。
- (5) 純資産1,000万円以上の株式会社、正味財産1,000万円以上の公益法人又はこれらに準ずる者であること。
- (6) 法人の設立の日から当該入札の日まで3年を経過している者であること。
- (7) 仕様書に定められる業務内容を、公正かつ適確に遂行し得る者であること。
- (8) 入札参加資格確認申請までに道路交通法（昭和35年法律第105号）第51条の8第1項の規定による福島県公安委員会の登録を受けていること。ただし、次に掲げるいずれかに該当する者を除く。
- ア 道路交通法第51条の9の規定による福島県公安委員会の適合命令を受けており、当該命令に係る必要な措置をとっていないと認められる者
- イ 道路交通法第51条の10各号のいずれかに該当する者
- 3 入札に参加する者に必要な資格の確認
- 入札に参加を希望する者は、所定の一般競争入札参加資格確認申請書に、2の(3)から(6)までに掲げる事項について証明できる書類を添付して、平成20年3月7日（金）午後5時30分までに次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認の申請をすること。
- 郵便番号960-8101 福島県福島市上町7番31号
福島県福島警察署庶務課
電話024-522-2121
- 4 入札書の提出場所等
- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先 3に掲げる場所に同じ。
- (2) 入札説明会の日時及び場所 平成20年2月29日（金）午後1時30分 福島県福島運転免許センター4階会議室（福島県福島市町庭坂字大原1番1号）
- (3) 入札及び開札の日時及び場所 平成20年3月21日（金）午後1時30分 福島県福島警察署4階大会議室
- (4) その他 郵便による入札は、認めない。
- 5 入札保証金及び契約保証金
- (1) 入札保証金 入札に参加を希望する者は、入札金額の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第1項各号に該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。

- (2) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第229条第1項各号に該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- 6 入札の無効
- 2の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。
- 7 その他
- (1) 入札方法 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (2) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (3) 契約書作成の要否 要
- (4) その他 詳細は、入札説明書による。 (庶務課)
- 福島県郡山警察署公告第1号**
- 郡山警察署放置車両確認事務委託について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6第1項及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。）第246条第1項の規定により公告する。
- 平成20年2月19日
- 福島県郡山警察署長 穴澤 英一
- 1 入札に付する事項
- (1) 件名及び数量 郡山警察署放置車両確認事務 一式
- (2) 委託業務の様式等 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 履行期間 平成20年4月1日から平成21年3月31日まで
- (4) 履行場所 福島県郡山警察署の管轄区域
- 2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項
- 次に掲げる条件をすべて満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。
- (1) 施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) この公告の日から入札の日までの間に福島県から指名停止を受けていない者であること。

(3) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てをして
いる者若しくは申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）
の規定による民事再生手続開始の申立てをしてしている者若しくは申立てがなされてい
る者にあつては、当該手続開始の決定を受けた後に、入札に参加することに支障が
ないこと認められる者であること。

(4) 現に、法人税、法人事業税、法人県民税、自動車税、消費税及び地方消費税並び
に社会保険料を滞納していない者であること。

(5) 純資産1,000万円以上の株式会社、正味財産1,000万円以上の公益法人又はこれら
に準ずる者であること。

(6) 法人の設立の日から当該入札の日まで3年を経過している者であること。

(7) 仕様書に定められる業務内容を、公正かつ適確に遂行し得る者であること。

(8) 入札参加資格確認申請までに道路交通法（昭和35年法律第105号）第51条の8第
1項の規定による福島県公安委員会の登録を受けていること。ただし、次に掲げる
いずれかに該当する者を除く。

ア 道路交通法第51条の9の規定による福島県公安委員会の適合命令を受けており、
当該命令に係る必要な措置をとっていないと認められる者

イ 道路交通法第51条の10各号のいずれかに該当する者

3 入札に参加する者に必要な資格の確認
入札に参加を希望する者は、所定の一般競争入札参加資格確認申請書に、2の(3)か
ら(6)までに掲げる事項について証明できる書類を添付して、平成20年3月7日（金）
午後5時30分までに次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の
確認の申請をすること。

郵便番号963-8842 福島県郡山市字城清水23番地
福島県郡山警察署庶務課
電話024-922-2800

4 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ
先 3に掲げる場所に同じ。

(2) 入札説明会の日時及び場所 平成20年2月29日（金）午後1時30分 福島県警察
福島運転免許センター4階会議室（福島県福島市町庭坂字大原1番1号）

(3) 入札及び開札の日時及び場所 平成20年3月21日（金）午後1時30分 福島県郡
山警察署4階会議室（福島県郡山市字城清水23番地）

(4) その他 郵便による入札は、認めない。

5 入札保証金及び契約保証金
(1) 入札保証金 入札に参加を希望する者は、入札金額の100分の3以上の額の入札
保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第1項各号に該当す
る場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。

(2) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しな
ければならない。ただし、財務規則第229条第1項各号に該当する場合においては、

契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

6 入札の無効

2の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示
す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。

7 その他

(1) 入札方法 落札決定に当たつては、入札書に記載された金額に当該金額の100分
の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その
端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係
る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105
分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を
行つた者を落札者とする。

(3) 契約書作成の要否 要
(4) その他 詳細は、入札説明書による。 (庶務課)

県警県民サービスセンター

福島県いわき中央警察署公告第1号

いわき中央警察署放置車両確認事務委託について、次のとおり一般競争入札を行うの
で、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6
第1項及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。）
第246条第1項の規定により公告する。
平成20年2月19日

福島県いわき中央警察署長 熊田真市

1 入札に付する事項

(1) 件名及び数量 いわき中央警察署放置車両確認事務 一式
(2) 委託業務の仕様等 入札説明書及び仕様書による。

(3) 履行期間 平成20年4月1日から平成21年3月31日まで
(4) 履行場所 福島県いわき中央警察署の管轄区域

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項
次に掲げる条件をすべて満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必
要な資格の確認を受けた者であること。

(1) 施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
(2) この公告の日から入札の日までの間に福島県から指名停止を受けていない者であ
ること。

(3) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てをして
いる者若しくは申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）

の規定による民事再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされていない者については、当該手続開始の決定を受けた後に、入札に参加することに支障がないと認められる者であること。

(4) 現に、法人税、法人事業税、法人県民税、自動車税、消費税及び地方消費税並びに社会保険料を滞納していない者であること。

(5) 純資産1,000万円以上の株式会社、正味財産1,000万円以上の公益法人又はこれらに準ずる者であること。

(6) 法人の設立の日から当該入札の日まで3年を経過している者であること。

(7) 仕様書に定められる業務内容を、公正かつ適確に遂行し得る者であること。

(8) 入札参加資格確認申請までに道路交通法（昭和35年法律第105号）第51条の8第1項の規定による福島県公安委員会の登録を受けていること。ただし、次に掲げるいずれかに該当する者を除く。

ア 道路交通法第51条の9の規定による福島県公安委員会の適合命令を受けており、当該命令に係る必要な措置をとっていないと認められる者

イ 道路交通法第51条の10各号のいずれかに該当する者

3 入札に参加する者に必要な資格の確認

入札に参加を希望する者は、所定の一般競争入札参加資格確認申請書に、2の(3)から(6)までに掲げる事項について証明できる書類を添付して、平成20年3月7日（金）午後5時30分までに次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認の申請をすること。

郵便番号973-8601 福島県いわき市内郷御厩町四丁目148番地

福島県いわき中央警察署庶務課

電話0246-26-2121

4 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先 3に掲げる場所に同じ。

(2) 入札説明会の日時及び場所 平成20年2月29日（金）午後1時30分 福島県警察福島運転免許センター4階会議室（福島県福島市町庭坂字大原1番1号）

(3) 入札及び開札の日時及び場所 平成20年3月21日（金）午後1時30分 福島県いわき中央警察署3階大会議室

(4) その他 郵便による入札は、認めない。

5 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金 入札に参加を希望する者は、入札金額の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第1項各号に該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。

(2) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第229条第1項各号に該当する場合には、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

6 入札の無効

2の入札に参加する者に必要な資格のない者とした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。

7 その他

(1) 入札方法 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(3) 契約書作成の要否 要

(4) その他 詳細は、入札説明書による。

（庶務課）

福島海区漁業調整委員会

福島海区漁業調整委員会指示第一号

福島県の地先海面におけるすくい網漁業について、漁業法（昭和二十四年法律第二十六号）第六十七条第一項の規定により、次のとおり指示する。

平成二十年二月十九日

福島海区漁業調整委員会

会長 前田 幸徳

一 操業の承認

おきあみ又はいかなぎを対象としたすくい網漁業を操業しようとする者は、使用する船舶（この福島海区漁業調整委員会（以下「委員会」という。）の承認を受けなければならない。ただし、家用釣餌料を採捕することを目的とするたすくい網漁業のためだけに使用する船舶については、この限りでない。）

二 承認の対象漁船

すくい網漁業に係る操業の承認の対象船舶は、総トン数十五トン未満とする。

三 操業期間

操業期間は、おきあみを対象として操業する場合は平成二十年三月一日から同年五月三十一日まで、いかなぎを対象として操業する場合は同年三月一日から同年五月三十一日までとする。

四 制限又は条件

1 操業の禁止区域

次に掲げる海域での操業は、禁止する。

(1) おきあみを対象とする場合は、福島県漁業調整規則（昭和四十年福島県規則第五十九号）第四十二条の規定により小型機船及び網漁業のうち地方名称が機船

手操網漁業又は板びき網漁業であるものについて操業が禁止されている海域
 (2) いかなごを対象とする場合は、(1)の区域及び最大高潮時における富岡川河口中
 央から正東の線以南の福島県の海域（県外船舶にあっては、(1)の区域及び最大高
 潮時における新田川河口中央から正東の線以南の福島県の海域）

2 承認証の備付け及び標識の表示
 操業の承認を受けた者は、操業に際し、別に定める承認証を船内に備え付け、次
 に掲げる標識を船舶の船橋の両側面の見やすい箇所に表示しなければならない。

↑10センチメートル↓	↑
福海すくい 20第 号	↓
	20センチメートル

3 操業の協定
 操業の承認を受けた者は、漁場において他種漁業との競合又は操業上の紛争が生
 じたときは、関係者と操業協定を締結し、これを遵守しなければならない。この場
 合において、操業協定が締結されるまでの間は、競合又は紛争の生じない漁場に移
 動しなければならない。

4 漁獲成績の報告
 操業の承認を受けた者は、操業終了後一月以内に別に定める漁獲成績報告書を委
 員会に提出しなければならない。

五 承認の取消し
 この指示に違反したときは、承認を取り消すことがある。

六 指示の有効期間
 この指示の有効期間は、平成二十年三月一日から平成二十一年二月二十八日までと
 する。

福島海区漁業調整委員会指示第二号

福島県の地先海面におけるいかなご電気棒受網漁業について、漁業法（昭和二十四年
 法律第二百六十七号）第六十七条第一項の規定により、次のとおり指示する。

平成二十年二月十九日

福島海区漁業調整委員会

会長 前 田 幸 徳

一 操業の承認

いかなご電気棒受網漁業を操業しようとする者は、使用する船舶ごとに福島海区漁
 業調整委員会（以下「委員会」という。）の承認を受けなければならない。

二 承認の対象漁船

いかなご電気棒受網漁業に係る操業の承認の対象船舶は、総トン数十五トン未満と
 する。

三 操業期間
 操業期間は、平成二十年四月一日から同月三十日までとする。

四 制限又は条件
 1 操業の禁止区域

次に掲げる海域での操業は、禁止する。
 夏井川磐城舞子橋中央点から正東の線以南の福島県の海域（県外船舶にあっては、
 夏井川磐城舞子橋中央点から正東の線以南の福島県の海域及び福島県漁業調整規則
 （昭和四十年福島県規則第五十九号）第四十二条の規定により小型機船底びき網漁
 業のうち地方名称が機船手操網漁業又は板びき網漁業であるものについて操業が禁
 止されている海域）

2 承認証の備付け及び標識の表示
 操業の承認を受けた者は、操業に際し、別に定める承認証を船内に備え付け、次
 に掲げる標識を船舶の船橋の両側面の見やすい箇所に表示しなければならない。

↑10センチメートル↓	↑
福海いかなご 20第 号	↓
	20センチメートル

3 操業の協定

操業の承認を受けた者は、漁場において他種漁業との競合又は操業上の紛争が生
 じたときは、関係者と操業協定を締結し、これを遵守しなければならない。この場
 合において、操業協定が締結されるまでの間は、競合又は紛争の生じない漁場に移
 動しなければならない。

4 漁獲成績の報告

操業の承認を受けた者は、操業終了後一月以内に別に定める漁獲成績報告書を委
 員会に提出しなければならない。

五 承認の取消し

この指示に違反したときは、承認を取り消すことがある。

六 指示の有効期間

この指示の有効期間は、平成二十年三月一日から平成二十一年二月二十八日までと
 する。